

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の
規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の
募集結果について

令和8年1月30日
内閣府政策統括官
(重要土地担当)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」について、令和7年12月17日から令和8年1月21日まで意見の募集を行ったところ、6通15件^(※)の御意見を頂きました。

頂いた意見の概要及びそれに対する内閣府の考え方を、次のとおりとりまとめました。取りまとめの都合上、内容ごとに適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

^(※) インターネット上の意見募集フォーム・郵送の受領ごとに1通とし、御意見ごとに1件としました。

意見の概要	意見に対する考え方
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の取得・利用については、安全保障上の観点から、外国資本による土地・建物の保有に対し、より厳格な制度設計を行うべきである。	今回の改正は、土地等の取得者が法人の場合における重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）の規定に基づく届出において、当該法人が日本法人であるか外国法人であるかにかかわらず、その意思決定を左右し得る国等があればその旨を把握し、実効性ある利用目的の審査等ができるよう、届出者の負担等も考慮して、役員や議決権保有者の過半数が同一国籍等の場合における当該国籍等を届出事項として追加するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。 なお、外国人の土地取得等のルールの内実については、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において、政府としての考え方を示しております。また、今回の改正
国際的な実質的支配者(UBO)把握の基準や、英国 NSIA 等の事例に合わせ、議決権基準を「25%以上」に引き下げるべきである。	
国籍を変えた者がいた場合、前の国籍を把握しないのか。	
(ii) 法人の役員、(iii) 法人の株主については、「同一の国籍を有する」という条件は削除すべきである。	
本改正は今後締結される契約に係る届出を対象としているが、過去に既に取得された土地については、実質的な支配関係が把握されないままとなる可能性がある。制度の実効性の観点からは、一定の条件の下で、過去の取得事例についても実態把握を行う仕組みの検討が必要ではないか。	

<p>届出要件として定められる同一の国籍等を有する者が法人の役員又は議決権の過半数を占める場合等について、実務上、以下のようなケースが想定される中、届出の要否等の具体的な判断基準を示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法人の支配構造が複層的である場合(2) 法人の株主が外国法人である場合(3) 法人の代表者等が複数の国籍を有する場合(4) 法人の株主とは別に資金の提供等により当該法人を実質的に支配している者がいる場合	<p>に伴い、今後、届出の記載要領についても所要の見直しを行う予定です。</p>
---	--